

「学校いじめ防止基本方針」

(1) いじめの未然防止のための取組

①心を育む取組

- ・人権教育年間指導計画を作成し、授業の中に意図的、計画的に人権の視点を取り入れる。
- ・人権標語の作成。
- ・道徳等で、年間で3回以上いじめに関する学習を実施する。

②友達関係・集団作り・社会性の育成などを目的とした取組

- ・学級集団が団結して取り組む行事を年間計画に位置づける。
1学期：全校オリエンテーリング 2学期：運動会 3学期：展覧会
- ・同じ目標に向かって高め合う場を設ける。
金管マーチングバンド活動
- ・お互いを理解しあえる場を設ける。
交流活動
- ・学級活動を充実させる。
学級集会や係活動
- ・すずらんと的交流

③わかる授業づくり、授業環境づくりへの取組

- ・校内研究や荒川区教育研究会の授業、年次研修等で授業を公開する。
- ・互いの授業を参考にし、授業規律を高め、維持する。
- ・人権意識をもち、不適切な認識や言動を容認しない。

(2) 早期発見のための取組

①呼名や言葉がけ

- ・毎日一回以上児童全員の呼名や言葉掛けをし、普段との様子の違いなどの発見に努める。

②授業以外の場面の観察

- ・掃除や給食等の当番活動の様子を見取る。
- ・休み時間の様子を観察し、友達関係の変化を捉える。

③教員間の情報交換

- ・年に2回（1学期と3学期）生活指導全体会を実施し、配慮を要する児童についての情報交換を行う。3学期は、児童の変容を中心に報告する。
- ・各学期に1回、低中高学年ごとに専科との情報交換の場を設け、児童に関する情報交換を行う。
- ・毎週木曜日の夕会で各学級の様子を報告することで、全教職員での児童理解を高める。
- ・トラブル等で、配慮を要する児童がいる場合には、職員の会議、夕会等で適宜報告する。

④スクールカウンセラーとの連携

- ・スクールカウンセラーに児童の様子を観察してもらい、気になる児童の情報交換を行う。
- ・気になる児童や保護者への対応について相談する。必要に応じて児童及び保護者との面談を依頼する。

⑤校内いじめアンケートの実施

- ・アンケート調査を行う。（6月・10月・2月）

③ 発見したいじめに対する対処

① 事実関係の把握

- ・担任や生活指導主任が中心となり、いじめの事実関係を把握し「いじめ対策委員会」に報告する。

② 被害児童のケアと加害児童の指導及び保護者への対応

- ・「いじめ対策委員会」で方針を立て、被害児童のケアと加害児童の指導及び保護者への対応を進める。いじめ問題の解消まで「いじめ対策委員会」が責任をもつ。
- ・適宜、指導経過を生活指導主任及び管理職へ報告する。必要に応じて「いじめ対策委員会」や全教職員で話し合う場を設ける。
- ・十分な効果をあげることが困難と考えられる場合や、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合には、教育委員会及び警察・子ども家庭支援センター等の諸機関とも連携して対処する。

③ いじめが起きた集団への働きかけ

- ・いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題としてとらえさせるような教育活動を展開する。
- ・いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行きわたらせる。

※いじめに関する研修は、令和6年8月30日付の「いじめ防止等のための基本的な方針」及び「いじめの重大事態調査に関するガイドライン」に基づいて年3回以上実施。